

Title	〔民事訴訟法七〕 第三者を害する目的で当事者が通謀して取得した確定判決の効力 (昭和三十六年二月一八日東京地裁民三部判決、棄却)
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.9 (1961. 9) ,p.62- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610915-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔民事訴訟法 七〕 第三者を害する目的で當事者が通謀して取得した

確定判決の効力

(昭和三十六年二月八日東京地裁民三部判決、棄却)
 (昭和三十一年(ワ)第二六〇號請求異議事件)
 判例時報二五九號

【判旨】 次の四點が判旨とされている。(一)當事者が第三者を害する目的で通謀して確定判決を取得した場合であつても、當該判決は債務名義として有効であり、且つ第三者に對しても執行力がある。

(二)第三者に對する執行が不法行爲になる場合であつても、法定の排除事由がない場合、債務者は損害賠償の請求ができるだけで、請求異議の訴により執行力の排除を求めることはできない。(三)訴訟で建物所有者が敷地の借地權を主張することなく借地權の消滅を自由し、敗訴判決をうけ、これに對し上訴することなく確定せしめた場合これを實體法上の借地權の放棄ないし借地契約の合意解除と同視し、第三者に對する對抗力を否定することは許されない。(四)確定せる請求權の行使もその後の事情の變化により權利濫用になる場合が考えられ、この場合には請求異議の訴が認められるが、確定判決の存在を知らずに建物を競落し、損害をうけただけでは權利濫用は問題にならない。

【参照條文】 民訴二〇一、五四五條

【事實】 被告Kは昭和二十三年一月一日訴外Sに對し、自己所有の土地を賃貸したところ、Sは右借地上に家屋を建てた。被告KはSの賃料支拂義務不履行により前記賃貸借契約を昭和二十七年七月六日に解除し、Sに對し本件土地の所有權に基づく引渡請求並びに建物收去請求訴訟を提起し、昭和二十九年四月二日勝訴の判決があつた。この判決は上訴なきまま確定した。ところが本件建物につき昭和二十八年七月四日訴外H會社から強制競賣の申立があり、その後更に訴外W會社から抵當權の實行として競賣の申立がなされた。後の申立は前の事件の記録に添付され結局後の事件において原告Nが競落人となり、同年九月二日競落許可決定をうけ本件建物の所有權を取得し同年一〇月八日登記を完了したところ、被告KはSに對する右確定判決に基づき、原告NをSの承繼人として昭和三十〇年三月一七日原告に對する承繼執行文の付與をうけて執行に着手した。そこ

で原告Nが提起した請求異議訴訟が本訴訟である。

原告は次の四つの理由から本件執行が許しえないことを主張している。

(一) Sは本件建物につき數ヶの抵當權を設定した他多額の債務を負擔し、その一部につき前記の競賣申立をうけたため、本件建物の所有權の維持を不可能と考える一方、土地所有者たる被告もSの經濟狀態からみて、本件建物がこのままでは競賣その他の方法により第三者の手にわたることが必至であると判斷し、兩者共謀して假裝的にSの借地權を消滅せしめ、本件建物が第三者に歸屬しても結局その利用ができないようにしようと企て、前記の理由に基づき被告はSを相手方として建物收去・土地明渡訴訟を提起し、Sの全面的自由により被告が勝訴したのである。被告・S間に通謀があつたことはその他の事實からも判斷しうる。そこでかかる債務名義たる確定判決が、當事者の通謀により専ら第三者の權利を害する目的で、換言すれば第三者に對する關係においてのみ債務名義として利用する目的で、當事者の虚偽の主張に基づいて得られたものである場合には、かかる判決は無効であり、假りに無効とはいえないにしても、これに基づく第三者に對する執行は、不當執行として許されない。

(二) 假りにS及び被告に第三者の權利を害する意思がなかつたとしても次の理由で原告に對する執行は許されない。即ちSは本件賃貸

借契約を維持する意思を失い、自己の容易に履行しうる賃料を支拂わず(合計三、七八〇圓)、契約解除理由を作り、自ら土地明渡判決を誘致し確定せしめたのである。更に被告は通謀して明渡訴訟に勝訴したのである。これら一連の行爲は實質的には、Sの賃借權の放棄又はS及び被告の合意による賃貸借契約解除であると考へるべきか、又は之に準じて考へるべきである。しかるに一方建物及敷地の利用權は相互に密接に關連するから、建物の差押の効力はその敷地の利用權に及ぶ。従つて建物の差押のある場合建物所有者は土地利用權の處分を差押債權者に對抗しえない。更に抵當權の對象たる建物の所有者は敷地の利用權を處分しても、同一の理由から、これを抵當權者に對抗することはできない。更に加えて土地の所有者も建物所有者と合意で賃貸借契約を解除してもその解除を家屋の抵當權者に對抗しえない。従つて原告は本件建物の競落による所有權の取得と同時にその敷地の借地權をも取得することになるから、被告の建物收去、土地明渡請求は許されない。

(三) 假りに(一)(二)が理由がないとしても、本件債務名義に基づく執行は權利濫用であり許されない。すなわち被告の明渡請求權はSによる僅か三、七八〇圓の賃料債務の不拂を理由とする賃貸借契約の解除により成立したものであり、その行使の結果百數十萬圓の價值をもつ本件建物の破壊を招くのみならず、Sの地代延滞の事實を知ら

ず、従つて抵當權者として代位弁済する機會もなく、また被告の訴提起をもしらず、従つて訴訟に参加して防禦方法を講ずる機會にもめぐまれません、自己の取得する建物が全く無價値となることを知らずに本件建物を競落した原告は、自己に責なくして損害を蒙ることになる。かかる權利行使は濫用があること明白である。

(四)被告はSが本件建物に抵當權を設定するに際し承諾を與えたが、この承諾は抵當權實行の際の競落人に敷地の使用權をも認めたことを意味する。従つて原告は競落と同時に本件敷地の使用權を取得したのであり、被告は原告に對しその明渡請求をなさない。

(四)請求異議の訴における異議事由は、本案の口頭辯論終結以後の事由に限らず、訴は判決を執行すること自體が不法の場合にも許される(大審民判三第附一五二二判決)。しかして(一)(四)の事由は後者に該當し請求異議事由たりうる。

以上の理由から原告は被告に對し請求異議の訴を提起し、本件債務名義に基づく強制執行不許の訴を求めた。

原告は更に豫備的に次の主張をした。假りに(一)(四)が請求異議事由たりえないとしても、(一)(四)で述べた通り本件債務名義は執行力をもたない。また原告は競落により建物の取得と同時に原始的に敷地使用权を取得したのであるから、原告に對する債務名義についての承繼執行文の付與は不當であり、従つて第二次的にかかる執行正本に

基づく執行不許の宣言を求める。

これに對する被告の主張は次の通りである。

(一)原告の主張する請求異議事由はいずれも本案の事實審の口頭辯論終結前の事由であつて、民訴五四五條Ⅱにより請求異議事由たりえない。且つ確定判決の既判力とも矛盾する。従つて訴は不適法として却下せらるべきである。

(二)本件確定判決が當事者の通謀により裁判所をあざむいて取得せられたものであるとしても、これにより確定判決の効力を云々したりまたその執行力の行使を以て不法行爲とか權利濫用とかいうことは、確定判決に既判力をもたしめた制度目的をくつがえすものであり許されない。のみならず原告の權利濫用の主張(三)の主張)は本件訴提起の時に對して異議事由として同時に主張されなかつたのであるから、民訴法五四五條三項により、爾後これを主張することはできない。

(三)原告は本件建物の所有權をS・被告間の訴の判決確定後にSより承繼的に取得したものであるから、右判決の効力は特別承繼人たる原告に對しても及ぶことは當然であり、原告に對する承繼執行文の付與には違法はない。従つて原告の執行文付與に對する異議も理由がない。

【判決理由】 先ず原告の第一次的請求に對し、被告は、本案前の

抗辯として、原告が請求に關する異議の理由として主張するところは實は請求異議事由たりえないが故に、右訴は不適法であり却下すべきであるとする。しかしかかる事由は異議の理由の有無に關係するのであつて、異議そのものを不適法ならしめるものではないから、被告のこの抗辯は理由がない。

(一)原告主張の第一點、たとえ當事者双方が通謀して、第三者を害する目的で眞實と異なる事實關係を主張し、他方がこれを自白し、裁判所をしてこれに基づいて判決するを餘儀なくせしめ、かくて得られた債務名義を利用して右の第三者の利益を害する目的を達しようとしたとしても、これにより右確定判決が當然に無効になつたり、あるいは右の第三者に對する關係において執行力を有しなくなることはない。蓋し、實體法上の法律行為なら通謀虚偽表示として無効になり、詐欺行為として取消されることもあるが、確定判決はこれと異り、當事者間の權利關係につき國家機關たる裁判所が公權的にこれを確定したものであり、その効力は専ら訴訟法的觀點からのみ論じられる。訴訟法は確定判決を當事者間の權利紛争についての最終的法律的解決手段としこれに確定力を與え、再審事由なき限り當該判決の効力は否定しえないものとした。當事者の意圖、主張立證の眞實への非合致性等は確定判決の効力を左右するものではない。詐害される第三者は民法七二條の獨立當事者参加をなすことによ

つて防衛しうるにすぎない。

更に、原告は、確定判決の効力を否定できないとしても、かかる確定判決に基づき第三者に對してなされる執行は不法行為を構成し、請求異議の訴により排除されるというが、右の如き事由は請求異議の理由たり得ない。執行に際し、執行債務者ないし第三者に對しいかなる場合にいかなる救済手段を認めるかは、迅速な執行による執行債權者の權利實現の確保と、不當な執行に對する執行債務者ないしは第三者の權利保護という二つの抵觸する要求の調整として立法上の解決をうくべきものであつて、いつたん法律によりそれぞれの場合における執行債務者乃至第三者の執行防止手段として特定の手續が認められるときには、單に執行債務者乃至第三者の權利保護の必要という理由から、それ以外の執行手段を認めたり、あるいは既存の手續を、それが認められた一定の場合を超えて擴張適用したりすることは許されない。従つてある執行が正當な理由に基づくことなく執行債務者又は第三者の權利を害する場合であつても、それが法定事由に該当しない限り債務者又は第三者は當該執行を防止しえない。本件の場合も請求異議訴訟を、異議事由を擴張して他に特別の救済手段なき場合特定の債務名義による執行が執行債務者の權利を不法に侵害することになるといふ事由をも異議事由とすることは許されない。

(二)原告の主張第二點について。建物所有者が、敷地の賃貸借契約の繼續を斷念して賃料を延滞し賃貸借契約の解除を誘致した場合であつても、これを以て右建物の差押権者または抵當権者に對抗しえない敷地賃借権の放棄ないしはこれと同視すべきものといふことはできないし、また土地賃貸人が右の事情を知りつつ賃貸借契約を解除したとしても、同様にこれを實體法上兩者による合意解除又はこれと同視すべきであるとし、それを以て建物の差押権者又は抵當権者に對抗しえずとすることはできない。この結論は、右の事實に更に原告主張のような賃貸人からの明渡訴訟の提起、賃借人の自白、勝訴判決の確定という事實が加つても、變らない。原告の主張の眞意は土地所有者が所有權に基づいて建物所有者に對し建物收去土地明渡を求めた訴において、建物所有者がその土地賃借権を主張せず、または賃借権の存続にも拘らず、消滅したとする原告の主張を自白し、敗訴判決をうけこれを確定せしめた場合、建物所有者が敷地賃借権を自ら放棄し、又は賃貸借契約を合意解除した場合と結果的には同様であるから、確定判決の形式を借りて實體法上の賃借権の放棄又は賃貸借契約の合意解除があつたものといふべきである、といふのかもされない。右の議論は、土地所有者の建物收去土地明渡請求權を訴訟法上否定しえない關係上、賃借権は假に實體法上存在していても實質的には消滅したと同様であるという實際的考

慮に基づく立論であるが、このことから直ちにこれを實體法上の賃借権の放棄ないし賃貸借契約の合意解除と同視し、その第三者に對する對抗力に關する實體上の理論の適用ないし類推適用を論じることとは正當ではない。蓋し、右の確定判決の當事者間の關係はともかく、當事者の一方と第三者との關係についていえば、第三者が右確定判決の既判力を受けない者であれば、右第三者は依然建物所有者の賃借権を主張して土地所有者の明渡請求權を否定することを妨げられないから、この場合賃借権消滅の實體上の對抗力に關する理論を提出す理由も必要もないし、右第三者が確定判決の既判力を受ける者である場合は、賃借権消滅の對抗力に關する理論により結果的に第三者に土地所有者に對する賃借権の存在の主張を許すことは結局確定判決の既判力がこの者に及ぶことを否定することに歸着し、それ自體矛盾をはらみ許されない。

要するに原告主張の如き賃借権の放棄ないし賃貸借の合意解除の對抗力に關する實體法上の理論の類推により本件の如き債務名義に基づく執行の排除を理由づけるには、土地所有者が地上建物の所有者を被告とする建物收去・土地明渡請求訴訟を提起した場合、當該建物につき差押がなされ、または抵當権者が存する時は、建物所有者はこれら差押権者・抵當権者の權利を害するが如き訴訟行爲を自由に行ふことはできず、これをなしても、その結果なされた建物收

去を命じる判決を以て右差押債権者・抵當権者、ひいては建物の競落人に對抗するをえないという理論しか考えられないが、これは肯定しえない。

(四)原告の主張の第三点について。法定の債務名義に基づく法定の手續に従う執行が、そもそも當該債務名義の有する執行力の濫用となる場合があるか否か問題であるが、この點は今おくとして、かかる濫用が請求異議事由たりえないことは既に述べた。唯債務名義たる確定判決により確定された請求權の行使が後の事情の變化により權利濫用となる場合は觀念的に考えられないことではないが、かかる事由があるとすれば、それは請求權そのものを消滅せしめる事由として請求異議事由である。しかるに本件についてこれをみるに、原告が權利濫用として主張する事實のうち、本件債務名義たる判決確定後に生じた事情の變化といへば、單に原告が右債務名義の存在を知らずに本件建物を競落し、その收去を強制されれば多大の損害を蒙るという事實のみであつて、かかる事情のみを以てしては、被告の本件建物收去、土地明渡請求を權利濫用ということではできない。

(五)原告の主張の第四点について、假りに被告の抵當權設定についての承諾が建物競落人による敷地使用につきあらかじめ承諾を興える趣旨を含んでいるとしても、右承諾は單に建物の競落に伴う舊所有者より競落人への建物敷地使用權の移轉を承諾する趣旨にであるも

のではなく、建物所有者の敷地使用權が既に消滅している場合でも、競落人に對する關係ではその使用を認める趣旨まで含むものではない。従つて確定判決により被告のSに對する本件土地明渡請求權が確定せられている本件では、右の事實を以て被告の原告に對する右判決の執行を阻止する根據とすることはできない。

以上により原告の主張する請求に關する異議事由はいずれも理由がないから、原告の請求は棄却されるべきである。

(四)原告の主張する豫備的請求について、原告は本件債務名義において收去を命ぜられた建物の競落人であるから、原告が右債務名義上の債務者Sの特別承繼人であることは明らかである。原告は本件債務名義の効力が原告に及ばぬ理由を述べ、従つてこれにつき原告をSの承繼人として執行文を付與することは不當であるというが、本件債務名義の効力が原告に及ばないとする原告の主張は理由がない。従つて原告の豫備的請求もまた失當であり棄却されねばならぬ。

【批評】 先ず被告が本案前の抗辯として、原告が請求異議事由であると主張する事由は實は請求異議事由ではないから、本訴は却下されるべきである、との主張に對し、それが實は請求に關する異議の理由の有無に關係をもつ問題であるにすぎず、異議そのものを不適

法ならしめるものではない、としている點は正當である。

(一)判決理由第一點は結論的には正當である。「裁判の無効」には二つの意味がある。即ち裁判が *unwirksam* であるということの意味する場合と裁判が *nichtig* であることを意味する場合である。前者は裁判が訴訟法上存在するが効力をもたない場合であり、後者は裁判が訴訟法上有効であるが、内容上の効力（既判力・形成力・執行力）を發揮しえない場合である。判決理由中の所謂「判決の無効」は前者を意味する。後者の意味で判決の當然無効ということとありうるが、瑕疵ある判決といえども、前者の意味において無効であることはない。唯上訴又は再審の訴により取消しうるにすぎない。従つて上訴又は再審の訴により取消されない限り瑕疵ある判決と雖も有効である。本件訴訟が假りに判決理由に指摘せられる如く、原告・被告が通謀して第三者の権利を害することのみを目的としたものであるならば、本件訴訟は訴の利益従つて訴訟要件を缺き却下せらるべきものである。訴訟要件の欠缺を看過してなされた本案判決は瑕疵ありといわねばならぬ。訴の利益の欠缺は、しかしながら、上訴の理由とはなつても再審事由ではない。従つて判決が確定した以上被告はその瑕疵は主張しえない。本件判決は完全に有効である。

原告が、かかる債務名義に基づく権利を侵害さるべき第三者（原

告）に對する執行は不法行為であり、請求異議事由になる、と主張するのに對し、判決はこれを否定する。正當である。確定判決たる債務名義に基づく執行は、判決確定後債務名義上の請求權の消滅又は期限の猶豫等の實體關係の變動なき限り、實體法的にみて不法行為たり得ない。蓋し確定判決は既判力を以て實體的法律關係を確定しているか、あるいは少なくともそれについてくつがえし得ない推定をしているからである。しかも特定承繼人は當事者の特定の法律關係における地位を承繼しているのであるから當事者と此の點では同視してよい。以上の如く確定判決に基づく執行は特定承繼人に對するものであつても實體法上不法行為たりえない。従つてそれは請求異議の事由たりえない。執行が不當執行である場合債務者は請求異議の訴により救済されるし、執行の方法が不適法である場合なら執行方法に關する異議乃至即時抗告により救済をうけることができるが本件はそのいずれの場合にもあたらない。むしろ問題は原告がSの特定承繼人であるか否かということである。この點については以下に述べる。

(二)判決理由第二點については、問題がある。民法三八九條の趣旨、すなわち權利の放棄もこれによつて第三者の權利を侵害する場合は許されないという原則を、學說、判例は、地上權又は賃借權の上に存する建物のみに抵當權が設定された場合にも適用を認め、地

上權・賃借權の放棄のみならず、合意解除をもこれを以て抵當權者に對抗しえないとする（我妻、講義Ⅱ擔保物權法一九五、一九六頁、大審民集一卷七三八頁新聞二四六三號一四頁）。本件

において借地權の放棄又は賃貸借契約の合意解除が家屋の抵當權者に對抗しえないとして論を進めよう。抵當權者に對抗しえなければ競落人にも對抗しえないこと當然である。従つて、競落人たる原告はSの被告に對する家屋收去・土地明渡の義務までを併せ承繼しているわけではない。その限りでS・被告間の家屋收去・土地明渡請求訴訟の裁判の効力は競落人たる原告には及ばないと解しなければならぬ。原告は建物をSより承繼しているが、建物に伴う建物收去・土地明渡義務まで承繼してゐるのではない。従つて、判決理由がS・被告間の給付判決の効力が原告に及び、原告がSの承繼人として債務者適格を有するとしている點は誤りであるといわねばならない（猶この點については、兼子、判例民事訴訟法、三〇頁参照）。

此の意味で小山教授の表現を借りれば原告は被告S間の建物收去土地明渡訴訟におけるSの被告適格を承繼しているが被告たる地位は承繼していない（此の點については小山、口頭辯論終結後の承繼人について、法學會論集一〇卷合併號三八頁参照。小山教授は「ある人が、民訴二〇一條一項にいわゆる承繼人にあたるかどうかは、前訴の訴訟物が物權的請求であるか債權的請求であるかにはかかわりがないこと、訴訟物概念の理論構成の差異により結論を異にするも

のではないこと、被告適格の承繼の有無によつて定まること、及び判決の効力が承繼人に對して及ぶこととは、承繼人が自己に固有の防禦方法を主張することを妨げるものではないことが明らかにされたと思う（このようにみてもと民訴二〇一條一項は——承繼人を被告適格の承繼人と理解することを前提として——承繼人に既判力が及ぶことを推定した——つまり承繼人に固有の防禦方法なしと推定した——規定であると理解することになるうか）。とされる。賛成である。しかしもう一步進めて同項にいわゆる承繼人とは報告たる地位の承繼人を意味すると考えてもよいのではないか）。

以上の理由から原告をSの承繼人としてS・被告間の確定判決たる債務名義につき付與された承繼執行文もまた不適法なものといわねばならない。原告は承繼執行文の付與に對し異議を申立てるか（民訴法五二二條）又は承繼執行文付與に對する異議の訴を提起することにより（民訴法五四六條）救済されなければならない。請求異議事由は既述の如く存在しない。

③判決理由の第三點については結論的に賛成する。權利濫用というためには、濫用さるべき權利の存在を前提とする。判決は被告の執行請求權の存在を前提とし、本件の場合その行使を權利濫用たらしめるなんらの事情が存在しないが故に權利濫用にはならないとしている。しかしながら、濫用さるべき執行請求權が本件の場合存在

しないこと前記の如くであるから、権利濫用はそもそも問題とならない。

(四)判決理由第四点については問題がある。被告はSに本件建物につき抵當權を設定することを承諾したわけであるが、かかる承諾は本件建物の抵當權に基づく競賣における競落人にも通常の場合土地の使用權を承認したものと解すべきである。さもなければ抵當權そのものの價値が著しく失われて不當だからである。學說判例が、家屋につき抵當權が設定された場合家屋所有者の敷地賃借權又は地上權の放棄及び賃貸借契約の合意解除はこれを以て權利を害さるべき(第三者(抵當權者競落人)に對抗しえない、としているのは、まさに同じ趣旨であると考えられる。唯土地所有者が敷地賃借人の家屋についての抵當權の設定に承諾を與えたことが競落人の土地使用權を認めたものであるということは、決して土地所有者の土地に關する賃貸借契約の一方的解除權を否定するものではない。例えば、賃借人の賃料債務不履行を理由に賃貸人に賃貸借契約解除の一方的解除權がないとはいえない。これを否定することは不當に賃貸人の利益を侵害することにはならないであろうか。賃貸人が正當な事由に基づく賃貸借契約の一方的解除が可能であるならば、本件における被告のSが家屋につき低當權を設定することについての同意は、賃貸借契約の被告の側からする一方的解除なき場合に限り、競賣人た

る原告にも土地使用權を認めたことを意味する。従つて被告が正當な事由により右賃貸借契約を解除した場合、Sの賃借權は消滅しており、この賃借權の消滅は第三者にも對抗しうるものであり、従つて競落人たる原告は敷地使用權を取得しえない。従つて競落人は民法五六八條の準用(本件は任意競賣—齋藤、競賣法、三三—三四頁—)により、債務者に對し契約の解除をなすか又は代金の減額請求をなすことによつて救済されるにすぎない。此の場合競落人は、契約の解除をしない限り、本件家屋をその收去義務と共に承繼しているのであるから、民訴法二〇一條にいわゆるSの「口頭辯論終結後ノ承繼人」である。被告は原告たる競落人に對し、S・被告間の確定判決につき承繼執行文の付與を求め、執行をなすことができると解しなければならぬ。

(四)判決理由第五點は、本件債務名義の効力が原告に及ばないとする原告の主張は理由がないというが、此の點問題があることについては既に述べた通りである。しかしながら、原告に執行力が及ばないという場合、その救済は執行文付與に對する異議によるべきであつて、請求異議の訴によるべきではない。その意味では、豫備的請求も亦棄却されるべきであるから、判決は正當である。

(四)以上に論じた如く、本訴訟における原告の主張する事由はいずれも請求異議事由にあたらぬから、本件請求を棄却する本判決は

結論的には正當である。しかしその理由においては問題がある。

なお本件において被告人の質貸借契約の一方的解除があつたとみれば原告の救済は(四)によるし、Sの質借権の放棄又はS・被告人間の質貸借契約の合意解除があつたとみれば(三)の救済が原告に與えられる。そのいずれがあつたかは問題がある。

(石川 明)